〇 平成二十七年一月一日以後相続開始

用

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

0 氏 住 譲 渡 者 所 名 なこ お、特 氏 住 被 相 続 所 名 明例 別は、相関の 相続の開始が 相続税の申告書を 相続税の申告書の 年 月 H 年 月 目 税務署 提出した日 提 出 記続 載財 1 譲渡した相続財産の取得費に加算される相続税額の計算 に当たっては、裏面は産を相続税の申告期 所 在 地 渡 種 類 利用状況 数 量 相 続 を参照してください。限から3年以内に譲 譲渡した年月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 H 財 産 相続税評価 (A) 円 円 裏面の計算が必要となる場合が ありますので、ご注意ください。 相続税の課税価格 (B) 相続税の申告書第1表の①+②+⑤の 金額を記載してください。 渡 放した場! 相 税 続 額 合に適用され 相続税の申告書第1表の②の金額を 記載してください。ただし、贈与税 (C) 額控除又は相次相続控除を受けてい _ 円 る方は、下の2又は3で計算した① 又は⑤の金額を記載してください。 ます 取得費に加算される相続税額 <u>(A)</u> \bigcirc 円 円 円 特 例 の 【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の©の相続税額】 内容 2 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合 3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合 1= ついての詳細

暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑫の金額)	® H
相次相続整路額(相続税の申告書第1表の⑯の金額)	P H
相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	© H
小 計 の 額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
相 続 税 額 (恵+)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① H

は

税務署にお尋ねくださ

※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除 を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の② の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1 表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号

(算 (村	出 税 額 目続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)	(J)	FI
1	売税額の2割加算が行われる場合の加算金額 相続税の申告書第1表の⑪の金額)	K	円
合	計 (①+⑥)	(L)	円
税	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の②又は②の金額)	M	円
	未 成 年 者 控 除 額 (相続税の申告書第6表の1の②又は⑥の金額)	N	円
額控	障 害 者 控 除 額 (相続税の申告書第6表の2の②又は⑥の金額)	0	円
除	外 国 税 額 控 除 額	P	円
等	医療法人持分税額控除額	Q	円
	# (M+N+O+P+Q)	®	円
1.00	続 税 額 (① — ®) 赤字の場合は0と記載してください。)	S	円

(資6-11-A4統一)

相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を二以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- (2) 「®」及び「©」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、「 \triangle 」、「 \triangle 」 \sim 「 \triangle 」、「 \triangle 」、「 \triangle 」、「 \triangle 」、「 \triangle 」、「 \triangle 」、「 \triangle 」についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「⑩」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「A」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。
 - イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

「④」の金額 = (譲渡した相続財産 の相続税評価額 × (取得した交換差金等の額) (取得した交換差金等の額) + (交換取得資産の価額)

ロ 収用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条 の5の規定の適用を受ける場合

「④」の金額 = (譲渡した相続財産 の相続税評価額) × (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額) - (代替資産又は買換資産の取得価額) (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

「A」の金額 = (譲渡した相続財産 の相続税評価額 × (取得した補償金等の額) (取得した補償金等の額) + (交換取得資産の価額)

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

「A」の金額 = | 譲渡した相続財産 の相続税評価額 × (特例適用後の譲渡した相続財産の収入金額) (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

「A」の金額 = 譲渡した相続財産 の相続税評価額 × (譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額) (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)

(5) 「A」の「相続税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算 した金額となります。

「 \mathbf{A} 」の金額 = $\begin{bmatrix} 譲渡した相続財産 \\ の相続税評価額 \end{bmatrix}$ - (支払代償金) \times $\frac{(譲渡した相続財産の相続税評価額)}{(相続税の課税価格(「<math>\mathbf{B}$ 」の金額)) + (支払代償金)

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を 支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができます。詳しくは税務署にお尋ねください。